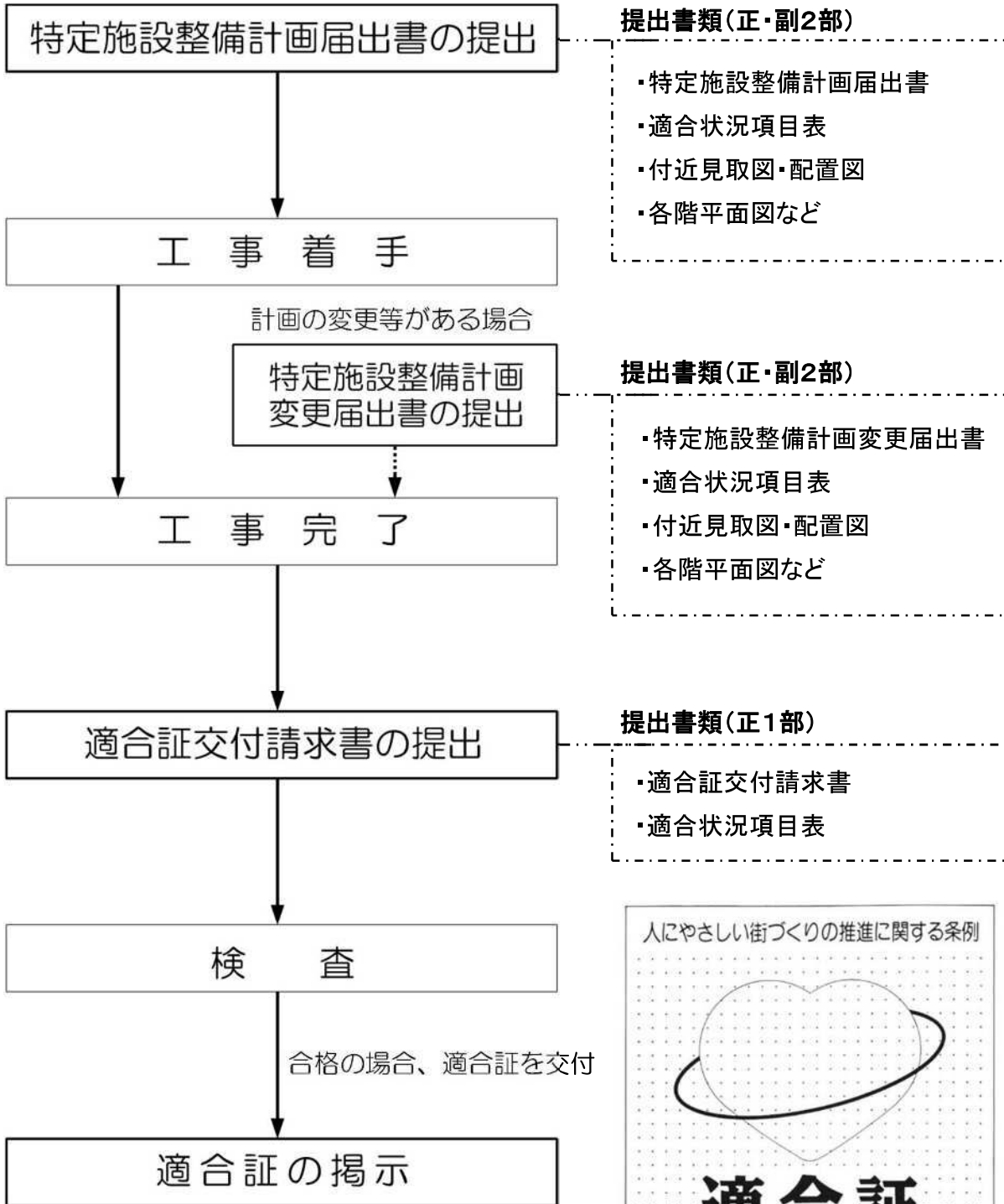


人にやさしい街づくりの推進に関する条例 手続きの流れ

工事着手の30日前までに提出してください。

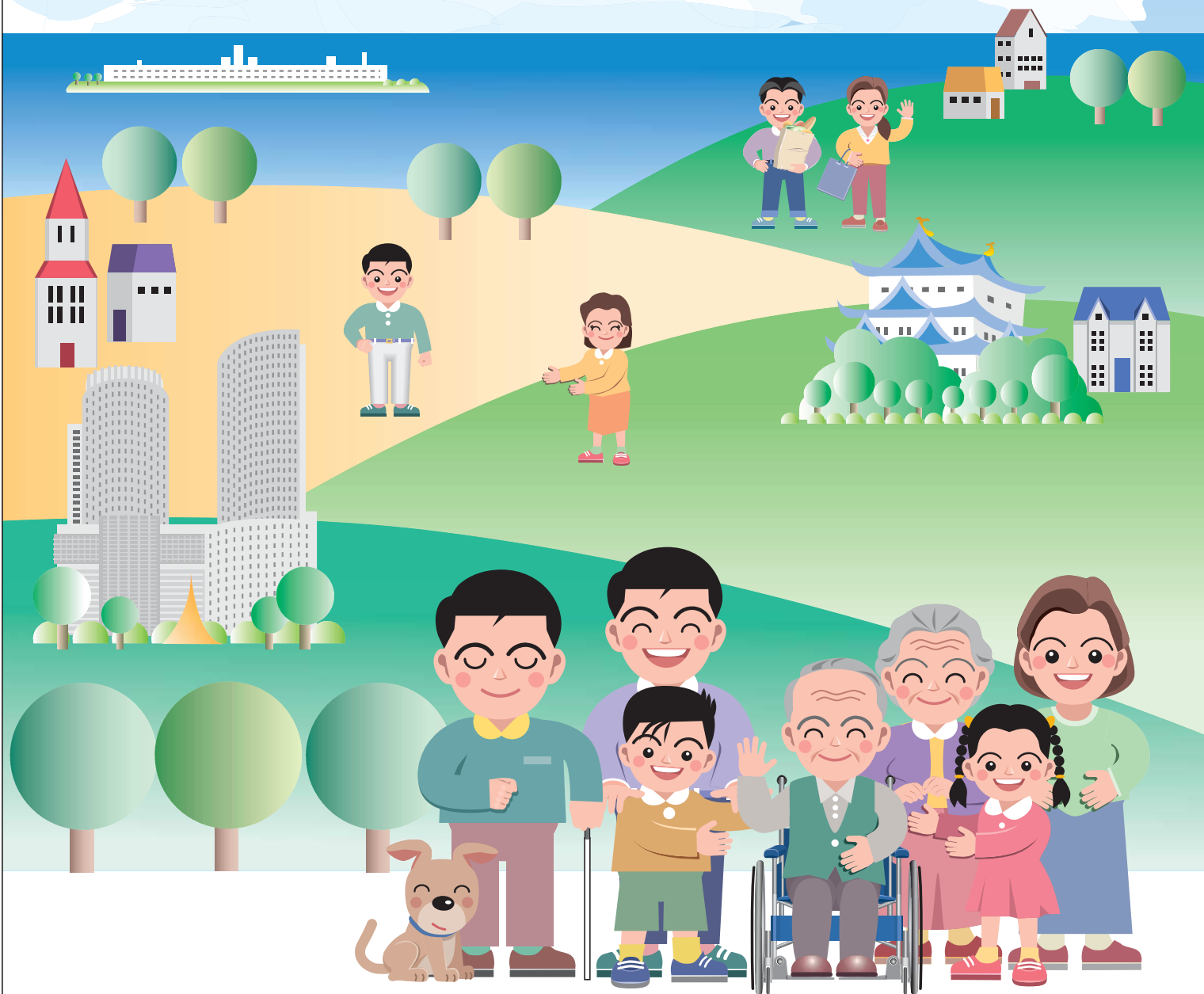


適合証を建物の見えやすい位置に掲示してください。



「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」の あらまし

～すべての人があらゆる施設を円滑に利用できるようにするために～



「人にやさしい街づくり」って？

すべての県民が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加する機会を得るためには、高齢の方や障害のある方を含む誰もがあらゆる施設を円滑に利用できるようにすることが大切です。

「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」は、そのための取り組みを進めていくために定められています。

基本方針

人にやさしい街を実現するために…

- ・すべての県民が円滑に利用できるよう建築物等の整備を促進します。
- ・すべての県民が自らの意思で円滑に移動できるよう道路、公共交通機関の施設等の整備を推進します。

「人にやさしい街づくり」を推進するための役割

県民は？…

人にやさしい心を育む

人にやさしい街づくりへの理解を深め、やさしい心を育むとともに、人にやさしい街づくりにご協力をお願いします。

やさしい心ってどんなこと？

たとえば…

視覚障害者誘導用ブロックの上に、自転車などの障害物を置かないようにしましょう

こんな所に
自転車が置いて
あったら
危ないよね！



市町村は？…

人にやさしい街を 計画的に実現する

地域の街づくりの主要な担い手として、地域の実情に応じた施策と計画に基づき、人にやさしい公共施設の整備などを行って、人にやさしい街の実現を図ります。

事業者は？…

人にやさしい施設をつくり、 やさしいサービスを提供する

誰もが円滑に利用することができるよう施設の整備を進め、その機能を維持するとともに、人にやさしいサービスを提供するよう、人にやさしい街づくりにご協力をお願いします。

やさしいサービスって どんなこと？

たとえば…

視覚障害のある方に分かるように、点字による施設のガイドマップを用意しましょう



県は？… 人にやさしい施策を実行する

人にやさしい街の実現のため、総合的な施策をつくり、県民、事業者、市町村と協力して実行します。また、人にやさしい街づくりに関する広報活動、啓発活動等を進めます。

人にやさしい整備が求められる施設(特定施設)

多数の方が利用する施設を「特定施設」と呼び、敷地内の通路や廊下、階段、便所などについて整備基準が定められています。

■特定施設の種類の種類

【特殊建築物】

- ・ 学校等
 - ・ 博物館、美術館、図書館
 - ・ 体育館、ボウリング場、水泳場などのスポーツ施設、遊技場
 - ・ 病院、診療所、施術所
 - ・ 社会福祉施設
 - ・ 劇場、映画館、演芸場、観覧場
 - ・ 公会堂、集会場
 - ・ 展示場
 - ・ 百貨店、マーケットなどの店舗
 - ・ 飲食店、喫茶店
 - ・ 理髪店、クリーニング取次店
 - ・ 公衆浴場
 - ・ ホテル、旅館
- ・ 50戸超又は2,000m²以上の共同住宅
- ・ 2,000m²以上の工場

【事務所】

- ・ 国、県、市町村などの事務所
- ・ 銀行その他の金融機関の事務所
- ・ 2,000m²以上の事務所

【公衆便所】

【地下街等】

【道路】

【公園、緑地等】

【旅客施設】

- ・ 鉄道の駅、軌道の停留場、バスターミナル、港旅客施設、空港

【駐車場】

【50戸以上の1団地の住宅施設等】

■主な整備項目

- * 敷地内の通路、廊下、歩道、園路
- * 出入口
- * 階段
- * エレベーター
- * 便所
- * 駐車場
- * 案内表示
- * 客席
- * 浴室
- * 客室

など

※100m²以下の特殊建築物については、

- * 敷地内の通路
 - * 建築物の出入口
- が整備対象となります。

整備基準

整備基準は、特定施設を不特定多数の方や高齢の方、障害のある方などが円滑に利用できるようにするために必要な構造及び設備に関する基準として定められたものです。

整備基準には、最低限の基準である「義務の基準」と、より円滑に利用できるようにするための基準である「努力義務の基準」があります。

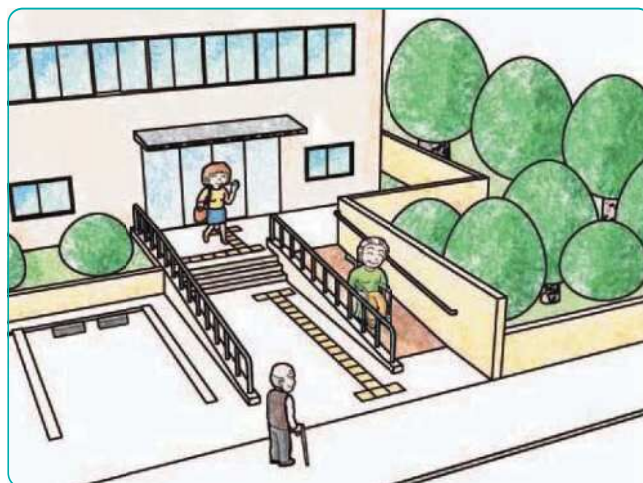
●建築物の整備基準●

■敷地内の通路、廊下等

道路や駐車場から建物の玄関に通じる通路及び廊下は、高齢の方や車いす使用者も安心して通行できるよう、段を設けないようにしましょう。また、人と車いすのすれ違いができる幅にしましょう。

主な整備基準

- 敷地内通路の有効幅員 1.4m以上
(スロープを設ける場合の勾配 1/15以下)
- 廊下の有効幅員 1.4m以上
(スロープを設ける場合の勾配 1/12以下)

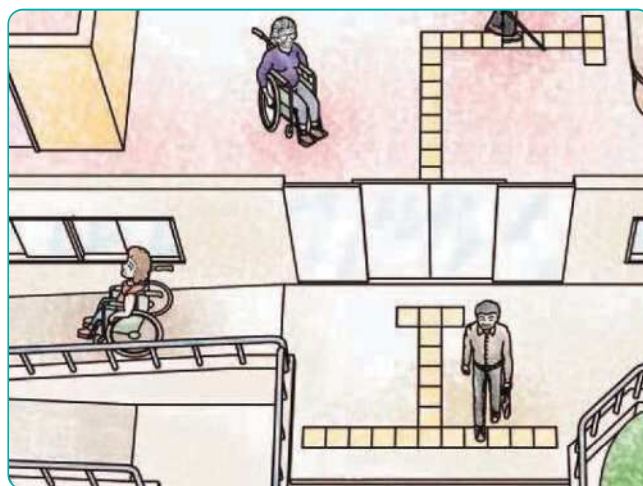


■出入口

出入口は、段を設けず、車いす使用者が通過できる幅を確保しましょう。また、ドアは自動ドアや引き戸など、円滑に利用できるようにしましょう。

主な整備基準

- 玄関出入口の有効幅員 90cm以上
- 他の出入口の有効幅員 80cm以上
- 戸の構造は、自動ドアなど開きやすいものとする。



■100㎡以下の特殊建築物

100㎡以下の特殊建築物については、高齢の方や車いす使用者が円滑に通ることができるよう、通路と出入口の幅を確保しましょう。

【より円滑に利用するために】

- 小規模な施設でも、便所には、車いす使用者などが利用しやすいブースを設けるよう努力しましょう。



■階段

階段は、転倒や転落の危険がないよう、表面を滑りにくくし、手すりを設けましょう。

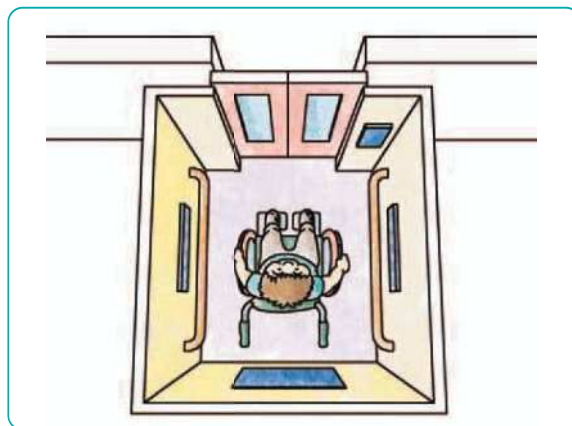
■エレベーター

大規模な施設には、エレベーターを設け、高齢の方や障害のある方が容易に上下階へ移動できるようにしましょう。

また、それぞれの障害に配慮した操作ボタンや音声案内、電光表示などの案内表示設備を設けましょう。

主な整備基準

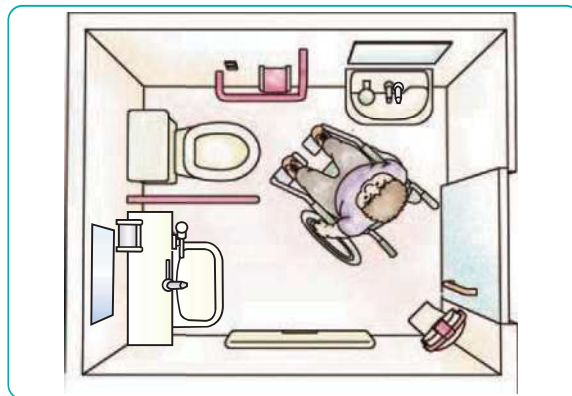
- かごの奥行 内法 1.35m以上
- かごの出入口の有効幅員 80cm以上



■便所

便所は、洋式便器と手すりを1つ以上設けましょう。また、男子用便所の出入口近くの小便器は、床置き式として手すりを設けましょう。

大規模な施設には、車いす使用者が利用しやすいブースを設けるとともに、乳幼児用いす、乳幼児用ベッド、オストメイトのための設備を設けましょう。

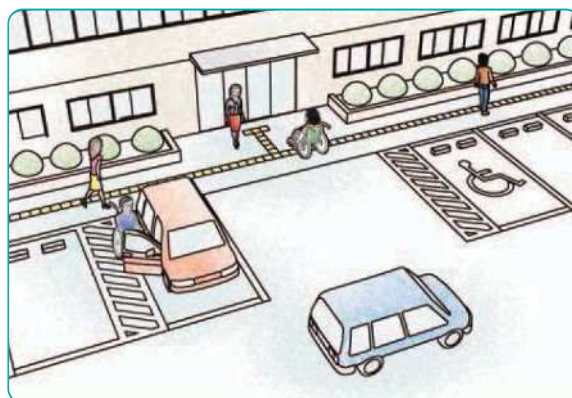


■駐車場

大規模な施設には、車いす使用者等が円滑に利用できるよう、建物の入口の近くに車いす使用者用駐車スペースを設けましょう

主な整備基準

- 車いす使用者用駐車スペースの幅員 3.5m以上



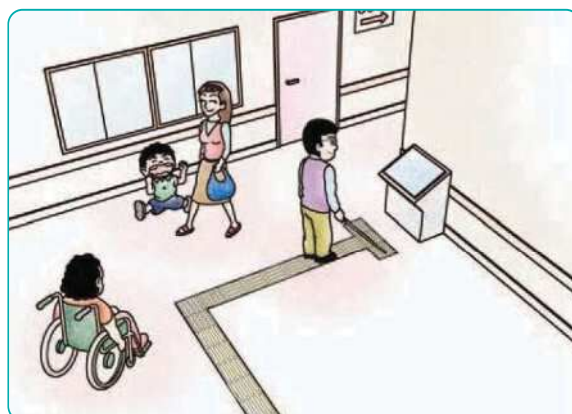
■案内表示

案内表示は、高齢の方や障害のある方にもわかりやすく適切に行いましょう。

大規模な施設には、視覚障害のある方が安全に通れるよう、道路から受付までの経路に、視覚障害者誘導用ブロックが、音声による誘導装置を設けましょう。

■客席・浴室・客室

客席や浴室、客室は、車いす使用者などに配慮しましょう。

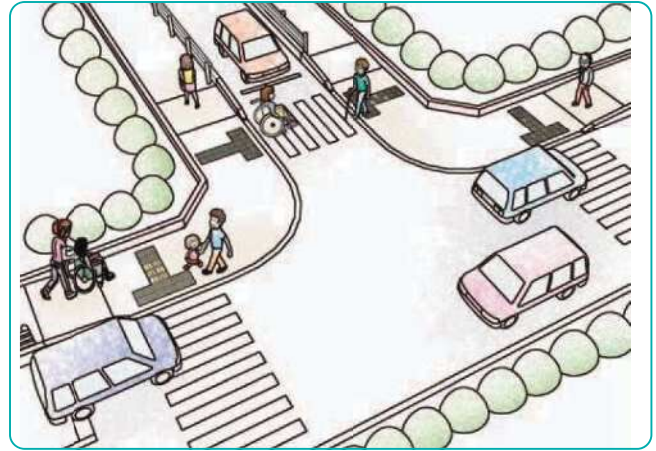


●道路の整備基準●

高齢の方や障害のある方を含むすべての歩行者が円滑に通行できるよう、段や障害物を設けないようにしましょう。

主な整備基準

- 歩道の有効幅員 2m以上
- 自転車歩行者道の有効幅員 3m以上



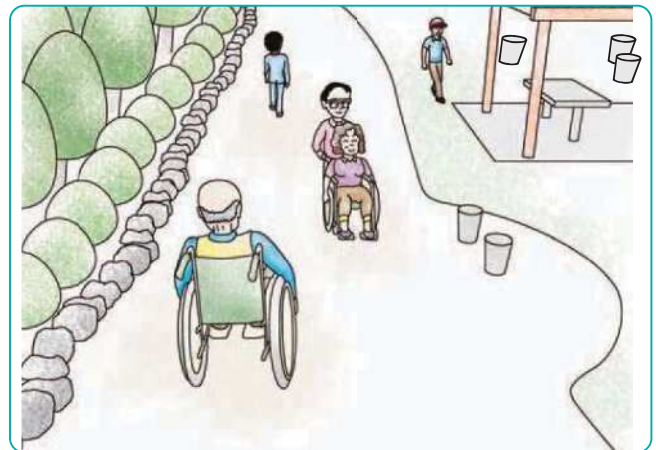
●公園、緑地等の整備基準●

高齢の方や障害のある方などが、公園や緑地を円滑に利用することができるよう、園路や便所を整備しましょう。

大規模な公園の便所には、車いす使用者が利用しやすいブースを設けましょう。

主な整備基準

- 主要な園路の有効幅員 1.4m以上
- 出入口の有効幅員 1.2m以上
車止めの柵を設けた出入口の有効幅員 0.9m以上



●旅客施設の整備基準●

高齢の方や障害のある方などが、円滑に移動することができるよう、整備しましょう。

●県が取り組む主な事業●

●人にやさしい街づくり賞

人にやさしい街づくりに寄与している、誰にでも使いやすい建築物（「もの」）や、高齢の方や障害のある方が気軽に外出できるための支援（「活動」）などを表彰しています。

●人にやさしい街づくり地域セミナー

「人にやさしい街づくり」をテーマに、地域の特性を反映したセミナーを、市町村と共催で開催しています。

施設整備に関する手続き

■「特定施設整備計画届出書」による届出

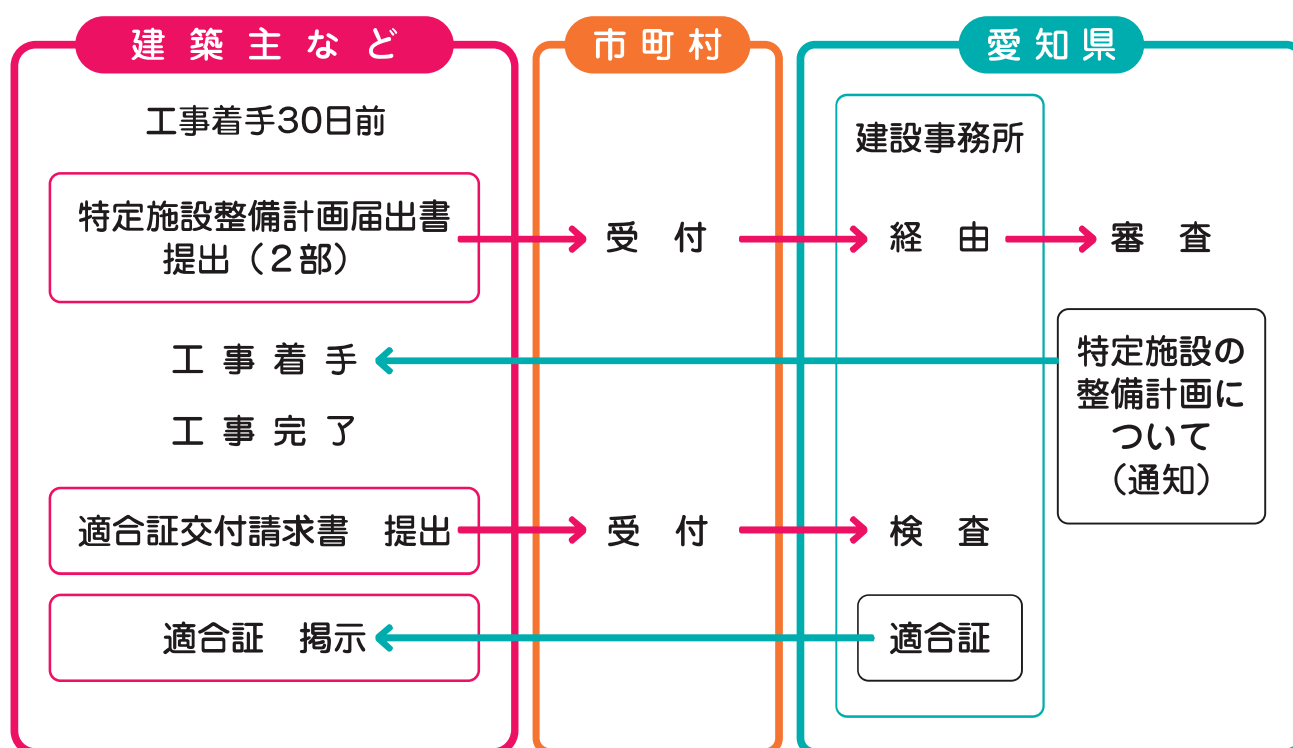
特定施設の新築等工事に着工する日の30日前までに、整備基準に適合させるための計画を、「特定施設整備計画届出書」で届け出ることが必要です。

特定施設整備計画届出書、適合状況項目表、付近見取図、配置図、平面図、その他整備基準に係る整備計画を明示した図書を2部(正・副)提出してください。

■適合証の交付

特定施設を円滑に利用できるように整備したときは、適合証の交付を受けることができます。適合証交付請求書と適合状況項目表を1部提出してください。

■主な手続きの流れ



※名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市にあっては、それぞれの市にお問い合わせください。

施設整備に関する努力義務

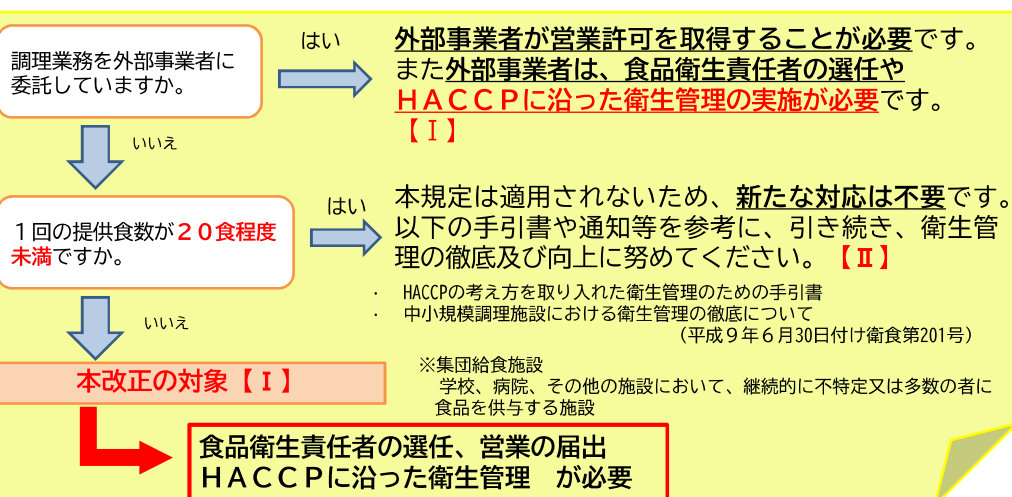
- 高齢の方や障害のある方などから、整備基準に適合させるための方法などについて、意見を聴きましょう。
- 既にある特定施設は、整備基準に適合させるようにしましょう。
- 整備基準に適合させたときは、その構造や設備の機能を維持しましょう。

栄養・衛生管理

名古屋市役所健康福祉局介護保険課栄養指導担当

1

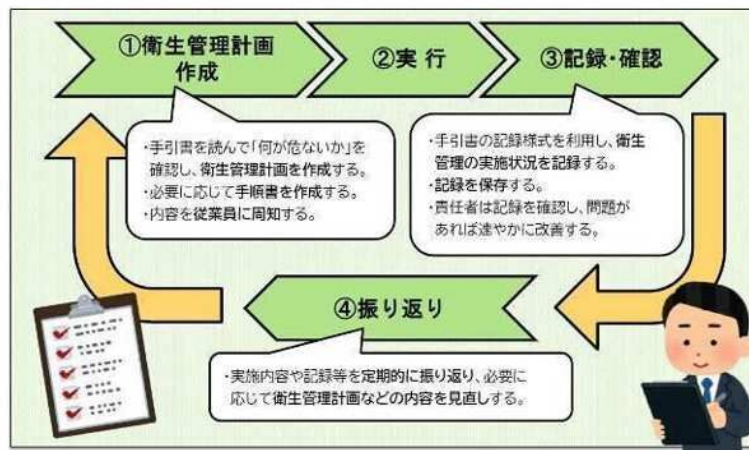
改正食品衛生法について



2

HACCPに沿った衛生管理

現在取り組んでいる衛生管理を『見える化』することです。



名古屋市保健所・保健センター作成リーフレット「GO! GO! HACCP!! ～HACCPに沿った衛生管理の制度化～」より抜粋

3

手引書の作成例を参考に、衛生管理計画と記録表を作成しましょう

衛生管理計画で決めておく項目例

一般衛生管理 取扱全般において基本となる管理	重要管理 調理・製造・加工・販売等で注意すべき管理
<ul style="list-style-type: none"> ・原材料受入 ・器具の衛生管理 ・交差汚染防止対策 ・従業員の健康管理 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・加熱・冷却 ・冷蔵・冷凍保管 ・殺菌 ・異物混入対策 等
+	
「いつ」、「どのような方法で」、「問題があった時どうするのか」を決めておきます	

(水産物卸売業・一般衛生管理)

記録表の作成例

(小規模な煮豆製造業・重要管理)

2019年 10月											
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
1月	○	○	○	X	○	○	○	○	○	○	○
2月											
3月											
5月											
6月											

重点管理の実施記録 (煮豆・パン等の粉類製造、殺菌時間の確認)										
年月	製造日	1. 加熱時間	2. 殺菌時間	3. 冷却時間	4. 冷蔵時間	5. 冷凍時間	6. 殺菌温度	7. 殺菌時間	8. 殺菌時間	9. 殺菌温度
10月	10月1日	70	30	30	4.0	30	100	30	30	100
10月	10月2日	70	30	30	4.0	30	100	30	30	100
10月	10月3日	70	30	30	4.0	30	100	30	30	100
10月	10月4日	70	30	30	4.0	30	100	30	30	100

衛生管理計画で定めた項目について毎日記録します
問題があった時は、その内容や対処を記録します

名古屋市保健所・保健センター作成リーフレット「GO! GO! HACCP!! ～HACCPに沿った衛生管理の制度化～」より抜粋

4

(1) 規定が適用される場合

1回の提供食数が**20食程度以上**の場合

- (ア) 食品衛生責任者の選任
- (イ) 営業の届出
- (ウ) HACCPに沿った衛生管理
 - **衛生管理計画** を作成
 - 給食を直営で運営している場合は施設が作成**

5

(ア) 食品衛生責任者の選任

- **食品衛生責任者の資格**
調理師、製菓衛生師、栄養士、船舶料理士、食品衛生管理者
又は食品衛生監視員等の資格を有する者
- **食品衛生責任者養成講習会(計6時間以上の所定の講習会)**
資格のない食品衛生責任者は、都道府県等が開催する養成講習会を受講すれば食品衛生責任者になることができる

6

(イ) 営業の届出

・届出内容

届出者の氏名、施設の所在地、営業の形態、主として取り扱う食品等に関する情報、食品衛生責任者の氏名 など

- ・ 所管区保健センターで手続、もしくは食品衛生申請システムによりオンラインで届出・修正が可能

※ 食品衛生申請システム

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kigu/index_00012.html



7

(ウ) 衛生管理計画の作成

事業者団体が作成した手引書を参考に作成する

1日3食を提供する施設(障害者支援施設等)

- ・ [HACCPの考え方を取り入れた衛生管理 委託給食事業者のための手引書](#)
- ・ 医療・福祉施設を対象とするセントラルキッチンにおける手引書
- ・ 大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号別添）

8

業種別手引書を活用しましょう

手引書は「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の取り組みに対応するために、業界団体が作成したものです。自分の業種に合った手引書を参考にしてください。

食品に潜む危害要因(人の健康に害を及ぼす原因)を知りましょう

3つの危害要因



※手引書には、業種に応じた危害要因とそれを効果的に防除する方法が記載されています。

名古屋市保健所・保健センター作成リーフレット「GO! GO! HACCP!! ～HACCPに沿った衛生管理の制度化～」より抜粋

9

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書 - 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html

HACCP 手引書

検索



厚生労働省ホームページ
からダウンロードできます



令和4年7月 名古屋市保健所・保健センター

公益社団法人 名古屋市食品衛生協会 より抜粋

衛生管理計画や各作業の途中で点検した状況を記録する帳票は、業種別作業書を参考に、いま一度内容の点検をお勧めします

★食品取り扱い施設として営業の届出（業務形態によっては許可）が未届の場合は

<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/15-7-12-19-3-0-0-0-0.html>

をご確認ください

10

(2) 規定が適用されない場合

1回の提供食数が**20食程度未満**の場合

(給食の運営が直営・委託を問わない)

- 令和3年11月19日付障害者支援課長通知（同日「ウェルネットなごや」掲載）
「小規模障害者施設における食品衛生の基本方針について（通知）」
に準ずる

11

規定が適用されない場合の衛生点検と職員の健康管理

「食品衛生チェックリスト」を活用して衛生点検を実施

フォーマット(excel)

https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/shido/eiyou_format.html?node_id=8431

※各施設の状況に応じて、不要な項目は削除してご利用ください

※ ウェルネットなごや「栄養・給食のページ 第1章 献立の考え方・療養食の作成方法・衛生管理」
P28～33参照

12

災害用非常食について

備蓄食品（食料・飲料水）を置く根拠 … **名古屋市の条例に基づく**

【入所施設】 名古屋市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 第4条
名古屋市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 第3条

入所者及び従業者の**3日間**の生活に必要な食料及び飲料水を備蓄しなければならない

→食料は1日3食、飲料水は1日3L(1食1L)を**3日分**準備

【通所施設等】 名古屋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 第4条

利用者及び従業者の**一時的な滞在**に必要な食料及び飲料水を備蓄しなければならない

→食料は1日3食、飲料水は1日3L(1食1L)を準備

13

災害用の飲用水として貯水槽の水を使用する場合

貯水槽(受水槽)の水を使用する場合は、**発災初日**で使用するよう想定する

理由

水道法により、残留塩素濃度は0.1mg/L(0.1ppm)以上に保つことが定められています。停電等により貯水槽(受水槽)に市水が循環しないと残留塩素濃度が低下し、**飲用に適さなくなる**ため、早急に必要な場合があります

14

ウェルネットなごやの「栄養・給食のページ」

「事業者の方へ」ページ



ご清聴ありがとうございました。